別紙２－13　施設等の概要

１　施設等名称

室戸岬漁港多目的広場

２　所在地

室戸市室戸岬町津呂

３　供用開始年月

平成 15 年３月

４　施設の面積

8734.9 ㎡

５　施設概要

広場、ビーチバレーコート、グラウンド、東屋、公衆用トイレなど

【施設写真】



【管理部局】

高知県安芸土木事務所　維持管理課

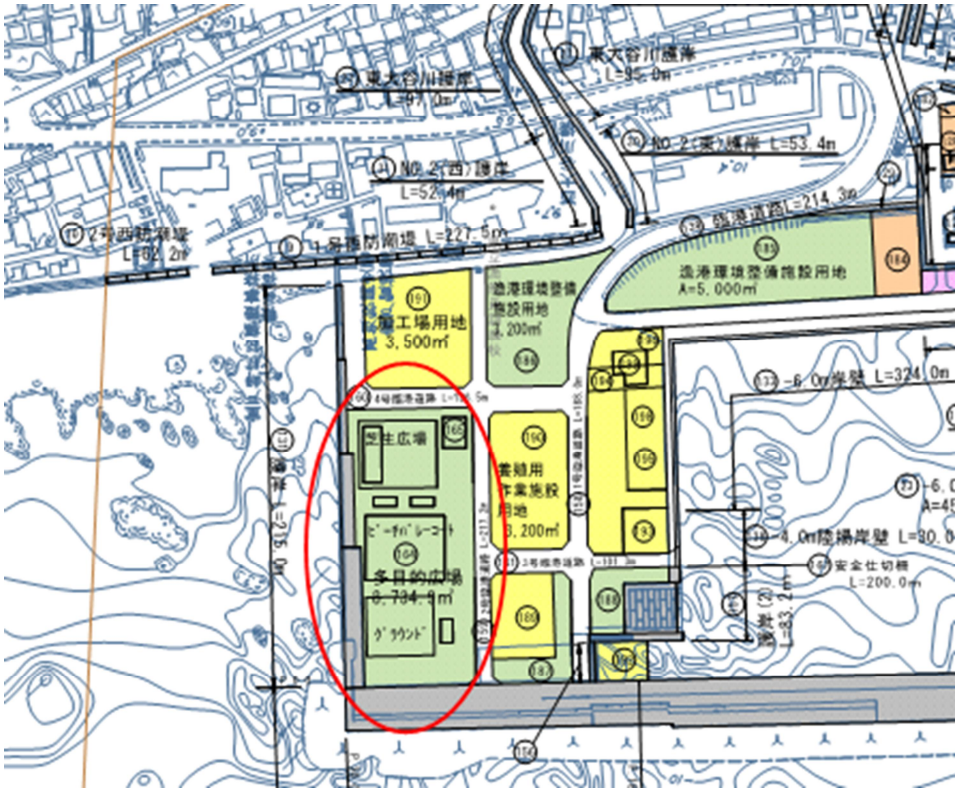
６　主な利用状況

地域住民の憩いの場として、また、ドルフィンセンター等の利用者の休憩地等として利用されています。

７　愛称の募集範囲

室戸岬漁港多目的広場全体での愛称を募集しています。

【施設内配置図】



８　愛称の命名条件

愛称は「室戸岬漁港多目的広場」の文言を付したものにしてください。

（例：「室戸岬漁港〇〇多目的広場」など）

９　契約に係る１年あたりの最低希望金額

20 万円（消費税及び地方消費税を含みます。）

10　契約期間

３年間（令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで）

11　ネーミングライツ・パートナー応募申請書類提出先

〒780-0850　高知県高知市丸ノ内１丁目７番 52 号　高知県庁西庁舎６階

高知県水産振興部漁港漁場課　管理担当

電話　088-821-4836

FAX　088-821-4529

E-mail 040501@ken.pref.kochi.lg.jp

12　施設内への看板等の表示の設置・変更について

愛称を表示する施設の看板等の表示は、ネーミングライツ・パートナーと県及び関係機関等と協議のうえ決定します。（表示の設置・変更はネーミングライツパートナーが希望するものに限ります。）

また、看板の変更や原状回復等に係る費用は原則としてネーミングライツ・パートナーが負担します。

なお、看板等を設置する場合は、高知県安芸土木事務所に対して事前に占用許可手続を行う必要があります。